

けいしちやうけいさつしよくいんふくむきてい へいせい ねん がつ にちくんれいこうだい ごう ぼつすい  
警視庁警察職員服務規程（平成25年12月16日訓令甲第31号） 抜粋

おうせつ きほん  
(応接の基本)

だい じやう しよくいん おうせつ さい しんせつ ていねいおよ じんそく むね つね あいて たちば た  
第 14 条 職員は、応接に際しては、親切、丁寧及び迅速を旨とし、常に相手の立場に立つ  
てこれにあたらなければならない。

そうだんじあんとう てきかく たいおう  
(相談事案等への的確な対応)

だい じやう しよくいん かくしゆそうだんじあんとう じゆり さい せつきよくてき たいおう じんそく  
第 16 条 職員は、各種相談事案等の受理に際しては、積極的にこれに対応し、迅速かつ  
的確に対処しなければならない。

2 職員は、被害者、相談者等に対しては、その心情等を理解し、これに配意して対応し  
なければならない。